新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける 対応レベルの変更について

> 危機対策本部長 湊 長 博

昨年末から始まった新型コロナウイルス感染症の急激な拡大は、ここ京阪神地域においても次第に縮小し、京都府、大阪府、兵庫県の各知事から、政府に対し、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除の要請がなされ、この度、政府において、令和3年2月28日をもって同地域における緊急事態宣言を先行解除する決定がされました。

このような状況を踏まえ、今後、新学期の授業等の開始に向け、適切な感染防止対策の 徹底を図りつつ、本学の教育・研究活動における従来の機能をより発揮できるよう、活動 制限の見直しを行うこととし、<u>令和3年3月1日から「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴</u> <u>う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応レベルをレベル2(-)から再度</u> **レベル1**に変更することといたします。

一方で、全国的には、未だ、感染症の十分な終息には至っていない状況にあります。そのため、<u>引き続き、緊急事態宣言地域への不要不急の移動を自粛いただくと共に、歓送迎会など飲食を伴う多人数による会合については慎んでいただくなど、再度の感染拡大の防止に向け、適切にご対応くださるようお願いいたします。</u>

なお、本ガイドラインは、全学共通の対応でのボトムラインを示すものであり、各部局に おかれては、各々の状況に応じ、適宜必要な制限のご検討についてもお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル1

【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】

〇 授業活動等

感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合、 対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより授業を実施する。

※別途定める感染拡大予防マニュアルに定める配慮を行う。

〇 課外活動

屋外における活動及び感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋内施設における活動などを除き、課外活動を自粛する。

※課外活動の実施にあたっては別途通知による制約あり。

【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

○ 学内会議の実施

感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面会議を実施することが困難である場合、対面 とオンラインの併用又はオンラインのみにより会議を実施する。

※別途定める感染拡大予防マニュアルの授業の実施上の配慮に準じた配慮を行う。

○ 職員の勤怠

感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の勤務形態で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者について は、在宅での勤務を実施する。

通勤時の混雑を回避しつつ、時差出勤を推奨する。

【Category3:研究活動】

○ 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、研究業務は通常通り継続する。